

豊中市民生委員・児童委員永年勤続市長表彰に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市市民表彰等に関する規程(平成4年1月1日豊中市規程第1号)第6条に基づき、豊中市民生委員・児童委員に対する永年勤続市長表彰の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 市長は、市内に住所を有し、社会福祉事業の推進に顕著な功績があった民生委員・児童委員を表彰する。ただし、表彰の日において生存している者に限る。

(対象者等)

第3条 前条に規定する者で、現に民生委員・児童委員の職にある者(前年度に退任した者のうち、前年度に対象となった者を含む。)のうち、通算10年勤続するものを対象者とする。勤続期間が通算10年を超える者については、その通算の勤続期間がさらに5年を経過することに対象者とする。

- 2 通算の勤続期間には、豊中市以外における民生委員・児童委員の勤続期間は含まないものとする。
- 3 通算の勤続期間は、当該年度の4月1日を基準日とする。ただし、前年度に退任した者(前年度に対象となった者は除く。)については、退任した日を基準日とする。

(表彰の決定)

第4条 福祉部長は、前条各号の規定に該当すると認められる者があるときは、次に定める書類を整備のうえ、市長に内申するものとする。

(1) 内申書(別紙様式第1号)

(2) その他の参考資料

- 2 市長は、前項の規定により福祉部長が内申した者のうちから表彰を受ける者を決定する。
- 3 福祉部長は、第1項の規定により内申した事項に異動があったときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、特に必要があるときは、副賞を添えることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、豊中市民生委員・児童委員大会において行う。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(感謝状の贈呈等)

第7条 市長は、第3条の表彰のほか、特に必要があるときは感謝状を贈呈して感謝の意を表すことができる。また、贈呈の時期はその都度感謝の意を表するにふさわしい日を設定して行うことができる。

- 2 福祉部長は、前項の規定に該当すると認められるときは、都市経営部長へ報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年8月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、令和元年度から適用する。

(様式第 1 号)

年 月 日

豊 中 市 長 あ て

福 祉 部 長

豊中市民生委員・児童委員 永年勤続市長表彰について

次の者を表彰されるよう、関係書類を添えて内申します。

記

番 号	ふりがな 名 前	生年月日 (年齢)	勤続期間		勤続年月	住 所	勤続期間 種別
			自	至			

